

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や“雇い止めなどによる離職”(特定理由離職者)をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます。

対象者は?

65歳未満で、離職の翌日から翌年度末までの期間において

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例: 倒産・解雇などによる離職)
- (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例: 雇い止めなどによる離職)

として失業等給付を受ける方です。

軽減の対象となる人は、雇用保険受給資格者証の離職理由コードに下表の数字が入っている人です。

| 離職者区分 | 離職者コード | 離職理由 |
|---------|--------|-------------------------------|
| 特定受給資格者 | 11 | 解雇 |
| | 12 | 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| | 21 | 雇止め (雇用期間3年以上雇止め通知あり) |
| | 22 | 雇止め (雇用期間3年未満更新明示あり) |
| | 31 | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 |
| | 32 | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 特定理由退職者 | 23 | 期間満了 (雇用期間3年未満更新明示あり) |
| | 33 | 正当な理由のある自己都合退職 |
| | 34 | 正当な理由のある自己都合退職 (被保険者期間12ヶ月未満) |

軽減額は?

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減額は前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

軽減期間は?

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

国民健康保険に加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

該当される方は税務会計課で申請を行ってください。

申請に必要なもの

雇用保険受給者証 (コピー可) 国民健康保険被保険者証 印鑑

お問い合わせ先 役場 税務会計課 国保税係(72-3410)健康生活課 国保係(72-3417)

東日本大震災により被害を受けられた方へ税金関係のお知らせ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。www.nta.go.jp

また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税等の特例があります。詳しくは、牟岐町役場税務会計課(電話 72-3410)にお問合せください。

あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報ホームページをご覧ください。

<http://www.soumu.go.jp>